平成26年７月22日
警　　察　　庁

「脱法ドラッグ」に代わる新呼称について

１　新呼称名

危険ドラッグ（応募数１０２件）

２　選定理由

危険ドラッグ、危険薬物等「危険」を冠した呼称名が多かったことや、「危険ドラッグ」、「有害ドラッグ」等語尾に「ドラッグ」を用いた呼称名が多かったことから、双方の組み合わせである「危険ドラッグ」を「脱法ドラッグ」に代わる新呼称として選定したもの。なお、「危険ドラッグ」自体も多くの方の支持を得ていた。

新呼称は、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示す呼称である。

※「麻薬」、「薬物」は、法令用語と重なるため使用を控えたい。

３　応募状況

(1)　意見募集期間

平成26年７月５日（土）から７月18日（金）までの間

(2)　応募数・応募作品数

	電子メール	郵送（はがき）	計
応　募　数	７，４３７	５３５	７，９７２
応募作品数	１８，７３３	１，１５４	１９，８８７

※　応募数・応募作品数ともに、警察庁・厚生労働省の合計数である。
郵送（はがき）が７月18日消印有効のため暫定値。

４　参考（その他応募作品）

○　準麻薬　　１８３件
○　廃人ドラッグ　　１４０件
○　危険薬物　　１２３件
○　破滅ドラッグ　　１１０件
○　有害ドラッグ　　９５件
○　違法ドラッグ　　８７件
○　殺人ドラッグ　　８５件
○　幻覚ドラッグ　　８５件
○　錯乱ドラッグ　　８１件